

## 超高速通信回線の未整備地域の解消を求める意見書

パソコン・携帯電話に限らず、さまざまなものがインターネットに接続されはじめ、情報通信基盤は市民生活に必須のものとなっています。

しかしながら、いまだ超高速通信回線が整備されていない地域が尾道も含め地方に多く存在します。このような情報通信基盤が脆弱な地域は、定住・子育て・企業誘致等の面で不利な立場に置かれ、都市部との格差が広がる大きな要因となっています。

こうした中で、昨今の技術革新により、無線サービスの通信速度の高速化や通信容量の大容量化が進み、無線設備を使用した次世代高速通信サービス検証のための実証実験が民間通信事業者の費用負担により、各地で進められています。

従来の有線（光ファイバー）による超高速通信回線の整備は、初期投資やその後の維持管理費、機器の更新費用などで大きな財政負担が発生することから、無線設備による整備は効果的な手法であり、有線（光ファイバー）による超高速通信回線を望めない地方でこそ取り組まれるべきものであります。

しかしながら、民間事業者主導での無線サービスによる高速通信設備は有線による整備と比較して安価ではあるものの多額な費用負担を伴います。

よって、政府及び広島県におかれましては、超高速通信回線未整備地域における無線設備の拡充や実証実験等の取り組みに対して、財政措置を初めとした多面的支援を拡大し、地方創生の取り組みを活発なものとするよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

尾道市議会

関係行政庁あて